

## 厚木市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例の一部を 改正する条例の概要

### 1 改正の目的

職員の処分に伴い、市長としての責任を明確にするため、本条例の一部を改正するものです。

### 2 改正の内容

市長の給料減額（10分の1 1箇月）

※期間 令和6年5月1日から5月31日まで

特別職	給料月額 (減額前)	減額率	給料月額 (減額後)
市長	958,000 円	10%	862,200 円

※ 減額対象は給料月額ですが、はね返し分として地域手当も減額されます。

### 3 施行日

令和6年5月1日